

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>1 1 信託兼営金融機関関係</p> <p>1 1-2 信託兼営認可申請書の審査に際しての留意事項</p> <p>申請者より、兼営法第1条第1項に基づく兼営の認可の申請があった場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(注) 兼営法の趣旨に鑑み、兼営法第1条第1項各号に掲げる業務のみを行うことは認められないことに留意する。</p> <p><u>銀行以外の信託兼営金融機関は、暗号資産を含む信託財産の管理又は処分を行う信託及び信託財産の管理又は処分において暗号資産関連デリバティブ取引を行う信託を営むことができないことに留意する(兼営法規則第3条第1項第6号)。</u></p> <p><u>銀行である信託兼営金融機関は、管理型信託業に限定して暗号資産を含む信託財産の管理又は処分を行う信託を営むことができるが、信託財産の管理又は処分において暗号資産関連デリバティブ取引を行う信託を営むことができないことに留意する。暗号資産を含む信託財産の管理又は処分を行う信託を営む場合、銀行である信託兼営金融機関による履行保証暗号資産の保有は、主要行等向けの総合的な監督指針V-6-1及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-13-1に規定する「必要最小限度の範囲」に含まれるが、銀行勘定に与えるリスクに鑑み、特に主要行等向けの総合的な監督指針V-6-2③及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-13-2③に記載の点に留意する。</u></p>	<p>1 1 信託兼営金融機関関係</p> <p>1 1-2 信託兼営認可申請書の審査に際しての留意事項</p> <p>申請者より、兼営法第1条第1項に基づく兼営の認可の申請があった場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(注) 兼営法の趣旨に鑑み、兼営法第1条第1項各号に掲げる業務のみを行うことは認められないことに留意する。また、<u>信託兼営金融機関は、信託財産の管理又は処分において暗号資産を含む財産の信託及び暗号資産関連デリバティブ取引を行う信託を営むことができないことに留意する(兼営法規則第3条第1項第6号)。</u></p>